

氏名	村本 宗太郎
学位の種類	博士（スポーツウエルネス学）
報告番号	甲第483号
学位授与年月日	2018年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	学校運動部活動における体罰の発生要因に関する研究
審査委員	(主査) 松尾 哲矢 (立教大学大学院コミュニティ福祉 学研究科教授) 濁川 孝志 (立教大学大学院コミュニティ福祉 学研究科教授) 大石 和男(立教大学大学院コミュニティ福祉 学研究科教授) 菊 幸一 (筑波大学体育系教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

本学位論文は、図 1 および図 2 に示す内容より構成されている。すなわち、第 1 章において研究の背景、問題意識、研究目的について論じ、第 2 章において本研究における分析枠組の提示、第 3 章から第 8 章にて研究 1 から研究 5 までの内容を実施し、研究の目的に関連する事象の解明を行い、第 9 章にてすべての研究結果をふまえた総合的考察を行うという構成である。

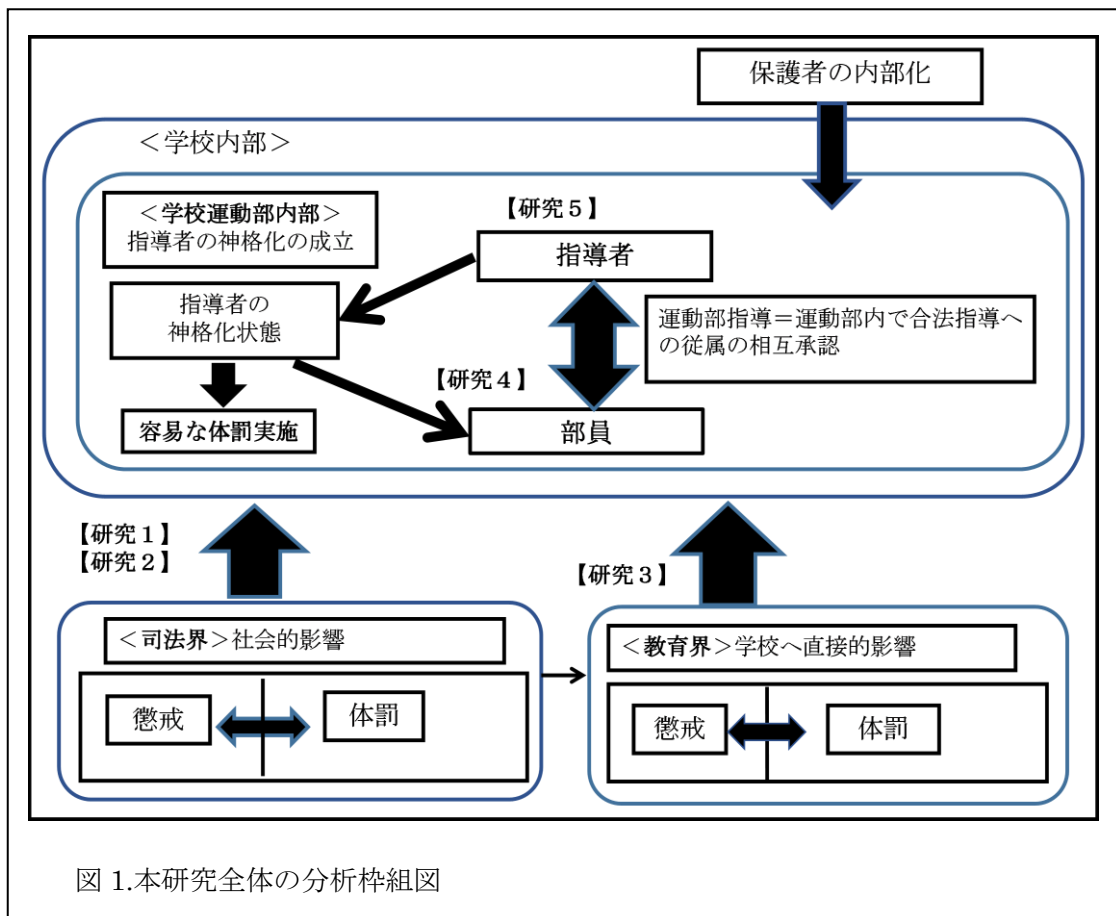
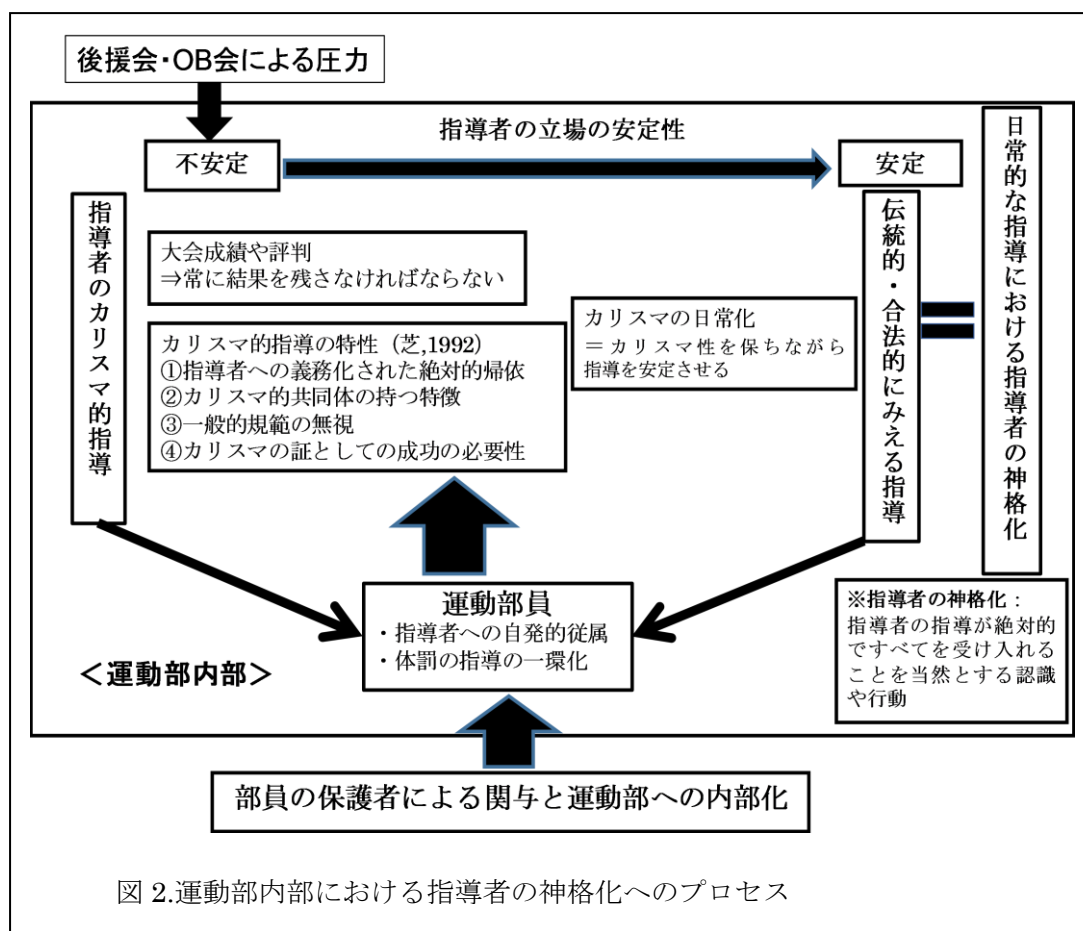


図 1.本研究全体の分析枠組図



(2) 論文の内容要旨

序 本研究の動機および背景と全体構成

本研究を実施するに至った研究の動機および、研究背景と研究全体の構成について論じている。

第1章 学校運動部活動における体罰問題の所在と先行研究の検討

運動部における体罰問題の所在および、体罰に関する先行研究の検討、本研究の目的について論じた。これまで運動部において体罰が発生し、社会的な問題となった際、体罰を行った指導者や体罰が発生した運動部に対する処分が行われ、多くの場合で問題当事者の個人的な資質に責任や問題の所在を求めてきたといえる。そこで本研究では、運動部における体罰問題を取り巻く状況について、運動部外部からは、体罰をめぐる社会的影響の大きい司法判断である裁判結果および裁判例、教育判断である学校教育の関連省庁による通知・通達に関する分析、ならびに運動部内部における部員と指導者に対して実施した調査の結果から、学校運動部の集団特性、指導者の指導態度・意識・行動、指導者と部員との関係性等の分析を通して、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について明らかにすることを研究の目的とした。

第2章 分析枠組の提示—学校運動部における体罰とその発生要因—

運動部における体罰問題に関する本研究全体の分析枠組について、運動部の外部からみたマクロな視点と、運動部の内部からみたミクロな視点の、それぞれの視点から検討を行うこととした。マクロな視点からは、学校教育における体罰に関する懲戒と体罰の判断基準と運動部における体罰に対する司法判断、懲戒と体罰に関する文部科学省を中心とした教育判断、および両者の関連について、主に懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという点から論じた。ミクロな視点からは、運動部内部に位置する部員と指導者に対して実施した調査結果に着目し、運動部における体罰の実態に加えて、運動部空間や指導者の捉え方、指導と体罰との関係等に注目しながら、運動部において体罰を受容してしまう、もしくは体罰と考えないままに実施してしまう点について、運動部内部の指導者の立場と運動部集団の特性として論じた。特に運動部内部への視点では、先行研究でも実施された、体罰に対する直接的な内容の質問によって体罰の実態を明らかにしつつも、当事者のスポーツ観や、両者の関係性の評価といった点の調査を行い、その結果を通して、体罰が受容されてしまう、および体罰ではなく指導という意識のまま、体罰実施におよんでしまう運動部空間の成立という視点から検討を行うものとした。

第3章 司法界判断からみる体罰判断基準の揺らぎ

運動部における体罰問題に対するマクロな視点としての司法界判断に着目し検討した。具体的には、戦後の学校教育における体罰が争点となった裁判例の中から、懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという視点を踏まえながら、その判決が出されたことの意義がきわめて大きいと考えられる4件の裁判例に着目し、それぞれの裁判の内容および判決が出された意義について検討した。その結果、年代によって教員の有形力の行使について、懲戒としての行為を否定した裁判例、対照的に教員の行為を肯定した裁判例がみられた。判例主義を取っている我が国において体罰事件における内容の程度や、裁判官の考え方によってその判断の変動がみられることはきわめて珍しいことであり、体罰問題に対する懲戒と体罰の判断基準の揺らぎが発生していることを示唆しているといえる。

第4章 運動部における体罰に関する裁判例研究

運動部での体罰に関する裁判例に着目し、運動部での体罰の特徴と発生要因について検討を行った。判例データベースの調査から得られた18件の裁判例について、全体の概要、体罰行為の内容、体罰行為に及ぶ理由と生徒の関係等の視点から検討した。また裁判例についてさらに詳細に検討を行った結果、「指導者有利に歪められた信頼関係」、「運動部内における指導者の絶対的立場」、「スポーツ指導における体罰の自明視」といった体罰発生に関連する要因が導出された。

第5章 省庁からの通知・通達の検討から見た体罰問題に対する教育判断

体罰問題に関する懲戒と体罰との関係について、教育界の判断として、文部科学省を中心とした省庁から提示された通知・通達の歴史的変遷、および司法判断との相互の関連について検討した。その結果、第3章にみられた懲戒と体罰の判断基準の揺らぎという点から意

義の大きい裁判が進行、もしくは判決が出されるのとほぼ同時期に通知・通達が出されており、司法界と教育界が連動しながら懲戒と体罰との判断基準に関する揺動に関与している様相が看取された。

第 6 章 高校時に運動部に所属経験を有する大学運動部所属学生における

高校時の被体罰経験と指導者および運動部空間に対する意識

学校教育内での正課教育から離れた位置にある運動部に関し、学校教育空間からの運動部空間の乖離および運動部における教員の立場の強化という分析視点から、運動部空間における体罰の発生要因について、高校時において運動部に所属経験を有する大学体育会運動部に所属する大学生 9 校 489 名を分析対象とした調査結果に基づいて検討した。その結果、被体罰経験を有する部員ほど、体罰を許容する意識の強さ、運動部空間を閉鎖的に捉える認識を有しており、指導者を絶対的な存在であると捉えていた。部員のこれらの認識は、学校の正課教育から離れた場所として、教員の立場が強化された運動部は、体罰を発生しやすい空間となっていることを示唆する結果であるといえ、体罰が発生する運動部空間において、運動部空間の閉鎖性と指導者の立場の強化および、絶対化が生じていることが示唆された。

第 7 章 高校時にバレーボール部に所属経験を有する大学バレーボール部員

における高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識

大学バレーボール部に所属する部員 398 名（男子 12 校、女子 5 校）を分析対象として、高校時の被体罰経験と体罰の捉え方、指導および指導者に対する意識に着目して体罰の発生要因について検討した。その結果、部員の 77.5%が体罰を「指導の一環」と捉え、体罰を「文字通り罰」と捉えている部員は 22.5%にとどまった。この体罰の捉え方に着目して分析を行った結果、体罰を指導の一環と捉える部員ほど、スポーツに対して禁欲的かつ、上の者への従属的な態度を有していることが示唆された。加えて体罰を指導の一環と捉える部員は、指導者との関係に対する高い満足度が醸成されていることが推察された。また、体罰を指導の一環と捉える傾向が強い運動部においては、運動部指導および指導者に対して疑うことなく自ら進んですべてを正しいものと認識しやすい風土と集団特性があるものと推察された。

第 8 章 高校バレーボール部指導者における体罰経験、指導および体罰に

関する意識

2014 年の高校バレーボール部男子・女子の各都道府県大会ベスト 8 以上の指導者 749 名を対象に全国的な質問紙調査を行い、245 名を分析対象として、高校バレーボール部における体罰の実態と指導者の指導経験、スポーツおよび指導意識、部員との関係性を中心に規定要因を明らかにするとともに運動部指導者において自らの指導を絶対視する認識と体罰の関係性について検討した。調査結果に関し、運動部における指導者による体罰実施経験の様相と指導者の基本的属性、指導経験および指導意識、スポーツ観から体罰実施経験の規定要

因を検討した。その結果、部員への体罰実施経験がある指導者は60.1%であったこと、自らの指導歴や指導実績を背景として自らの指導を評価する指導者ほど体罰実施に向かう傾向が強いことが看取された。

第9章 運動部における体罰発生の要因検討

本論の結論部分として、本研究の分析枠組に沿って、体罰が受容される運動部の構造、および運動部における体罰の発生要因について考察した。その結果、運動部内部における体罰に関し、外部から影響を与える「懲戒と体罰の判断基準の揺らぎによる影響」、運動部内部において、指導者による体罰が運動部指導の一環として捉えられ受容される「運動部内における体罰の指導の一環化」、運動部内において指導者の指示に従うことを当然とする意識および指導者に対する親しみやすさに関わる「指導者の神格化と身内化の成立」、またこれらの関係の背景となる、運動部における勝利への希求および、部員と指導者の抱える不安と保護者の内部化といった様相が看取された。以上の結果が、運動部内における部員と指導者との間に無意識的な共軛関係を成立させ、運動部指導における関係と、成立している運動部空間に疑問を生じさせることなく、継続させることに寄与しているものと推察できる。そしてこの継続性が指導としての体罰の発生と維持、そして運動部における連鎖に関与しているものと考えられる。以上が運動部における体罰発生の主な要因となっているものと考えられた。

結語 スポーツ界の課題と今後の研究課題

本研究の目的に対する結論、運動部における体罰問題に関するスポーツ界の課題、本研究結果に基づいて運動部における体罰問題根絶に向けた方策の提示、および今後の研究課題について提示した。

II. 論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

本論文の主な特徴として、これまで学校運動部活動の指導者の個人的資質に責任の所在が求められやすかった体罰問題に対して部員と指導者の関係性や運動部が有する集団特性等の構造的な問題として捉え検討が行われた点、法学的視点と体育学的視点の双方の視点から総合的に検討が行われ、体罰発生の要因が検討されている点、体罰を加える指導者と体罰を受ける部員の双方を対象とした調査結果に基づいた検討を行っている点が挙げられる。

運動部における体罰問題は、指導者の倫理的な問題として扱われやすいものの、体罰発生の要因を個人の倫理観に求めるだけでは、問題解決へ導くことは困難である。そのため、これまでの先行研究の詳細な検討を踏まえ、体罰発生をめぐる集団特性や集団を取り巻く諸制度、指導者と部員、あるいは保護者との関係等の構造に着目して検討を行った本研究は、今後の部活動の体罰問題の解決に向けた指導のあり方、指導者と部員の関係性や集団特性の見直し等に貴重な示唆を与える研究であるといえよう。

また、研究を進める上でこれまで個別に検討されてきた法学と体育学の双方を総合した形で検討を行った点については、まず法学的に事実認定されてきた内容を詳細に分析し、被告と原告の発言等から導出された体罰発生に関する要因を明らかにしている。またその結果を踏まえ、体育学的視点での指導者と部員の双方に対して実施した社会調査の結果を併せて体罰発生の要因について詳細な検討している。この点は、判例分析の結果が、どのような運動部の集団特性や指導者と部員間の関係等の構造によって生起しているのかについての検討を含め、総合的な検討によって体罰発生の要因に迫るものであり、本研究の特徴といえる。

加えて、指導者と部員の双方を対象に社会調査を実施し、両者の意識と行動について分析・検討を行ったことで、運動部内での体罰の発生について客観的には非難されるべき体罰行為が運動部内では体罰として認識されず、指導の一環と認識される傾向があること、その認識の背後には、運動部の勝利にむけた指導者と部員との信頼関係の構築と身内化、指導者の神格化、さらに双方の目的達成に向けた不安を背景とした共軛関係があることについて示唆を得たことは本研究の成果といえよう。なかでも運動部における体罰問題に関し、全国の高等学校バレーボール部指導者 749 名を対象として、全国規模で運動部指導者を調査した結果は他の研究にはみられない非常に重要な示唆を与える研究結果といえる。

本論文を通じた運動部の体罰の発生要因に関する詳細な検討結果は、運動部の体罰問題の解決の糸口を示すとともに、運動部の体罰のみならず、学校教育における体罰、スポーツ指導における体罰や暴力、さらにはコミュニティ福祉領域における暴力問題に関するアプローチを可能とするものであり、今後の研究の進展が期待されるところである。

(2) 論文の評価

本論文は博士論文に相応しく論理的に構成され、先行研究も十分に考証がなされており、研究目的の設定の仕方、分析枠組の設定の仕方も適切であった。また、法学的判例研究と体育学的知見に基づく社会調査(量的)研究を用いて総合的かつ実証的に研究が行われたことも評価された。

なかでも各都道府県大会ベスト 8 以上の全国の高等学校バレーボール部指導者を対象とした全国調査は他の研究にはみられない重要な調査だといえる。この調査の分析に基づく社会学的研究に対して、一般社団法人日本体育学会体育社会学専門領域学生研究奨励賞を受賞した点は、特筆すべきであろう。

さらに、本論文で得られた知見はコミュニティ福祉学が関連する現場での活用が可能であるとともに、他の学際分野においても広く応用可能性が認められる。

以上の観点から、貴重な研究であると評価された。